

令和 2 年川西町議会

第 2 回臨時会会議録

開会 令和 2 年 1 1 月 2 6 日

閉会 令和 2 年 1 1 月 2 6 日

令和2年川西町議会第2回定例会会議録（開 会）

招集年月日	令和2年11月26日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	令和2年11月26日 午前10時30分 宣告	
出席議員	2番 弓仲 利博      3番 福山 臣尾 4番 堀 格      5番 松村 定則      6番 安井 知子 7番 福西 広理      8番 伊藤 彰夫      9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和      11番 中嶋 正澄      12番 芝 和也	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村 匡正      副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和      総務特別参事 江畑 幸男 子育て支援担当理事 奥 隆至      会計管理者 福本 誠治 総務課長 石田 知孝      総合政策課長 喜多 勲 税務課長 西川 直明      住民保険課長 大西 成弘 長寿介護課長 岡田 充浩      教委事務局長 吉岡 秀樹 事業課長 山口 尚亮 事業課結崎駅周辺整備事業室長 松下 正嗣	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 安井 洋次	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	8番 伊藤 彰夫 議員	9番 石田 三郎 議員

## 川西町議会第2回臨時会(議事日程)

令和2年 11 月 26 日(木)午前10時30分開会

	議案番号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3	報告第 12 号	諸報告 損害賠償の額を定める専決処分について
第 4	承認第 12 号	令和 2 年度川西町一般会計補正予算の専決処分について
第 5	議案第 49 号	一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
第 6	議案第 50 号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

(午前10時30分 開会)

議長(福西広理君) 皆様、おはようございます。

これより令和2年川西町議会第2回臨時会を開会いたします。

なお、本臨時会におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より臨時会招集についての挨拶を受けることにいたします。

竹村町長。

町長(竹村匡正君) 議員の皆様、おはようございます。臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和2年川西町議会第2回臨時会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、平素より、町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、本臨時会に提案し、御審議をお願いするのは、一般会計補正予算の専決処分の承認案1件、給与に関する条例の一部改正案2件の計3件でございます。

何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。臨時会開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(福西広理君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番 伊藤彰夫議員、9番 石田三郎議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福西広理君) 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、諸報告に入ります。

報告第12号、損害賠償の額を定める専決処分については、お手元に配付いたしておりますので、御清覧おきお願い申し上げます。

議長(福西広理君) 以上で諸報告が終わりました。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第4、承認第12号、令和2年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第6、議案第50号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例並びに特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条

例の一部改正についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) 異議なしと認めます。よって、議案の朗読は省略することに決定いたしました。

日程第4、承認第12号、令和2年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) それでは、承認第12号、令和2年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてを御説明いたします。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて厳しい経営環境にある町内事業者を支援するため、これまで行ってきた新型コロナウイルス対策に加え、住民の生活支援にも配慮しつつ、消費拡大を促すことを目的とした地域振興券の発行に係る補正予算でありまして、年末年始の消費需要が増大する時期に合わせて1人当たり3,000円分の地域振興券を全町民に配布し、町内のさらなる消費喚起と経済の下支えを図るべく、専決処分により予算の補正を行ったものでございます。

歳入歳出それぞれに2,890万7,000円を追加し、予算総額をそれぞれ73億3,512万3,000円といたしたところでありまして、歳入予算としては、普通地方交付税を見込んでおりますが、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業の執行状況を見ながら、交付金の一部活用も検討してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

何とぞ、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長(福西広理君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

12番 芝議員。

12番議員(芝 和也君) 12番 芝 和也です。

消費喚起に向けて商品券の配布、この年末のタイミング的にはいいことやと思いますし、議案は承認するものでありますが、これは、前回打った手で言いますと、500円ごとに300円ずつ使えて、全体の店舗が対象と飲食関係が対応という2種類に分かれていて、使い勝手云々の話もあって、今般は商品券でと、こういう運びで事が進められています。

消費喚起ということと言いますと、前回の手だてでは、商品券としては6,000円分ですけれども、消費としては1万円の消費を喚起することになりますので、その辺、消費喚起策としては、一方では、一定そういう

やり方というのも踏まえて見ておく必要があるのではないかと思います。この辺、消費喚起策として町長はどのように見ておられるか、聞いておきたいと思います。

それと、コロナ対応のことですので、これから先の見通しはなかなか不透明ですけれども、状況いかんでは、今後も同様の手だてで消費喚起策を打っていくという、その辺の思いというのはどういうものなのか、それも併せて聞いておきたいと思います。

議 長（福西広理君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 今、芝議員からお話がありました、前回のクーポン券でございますと、1世帯当たり6,000円、実質1万円の消費喚起になるということでございますが、川西町の場合、大体1世帯当たりの人数が2.何人かということで、約2人ということでございますので、1人当たりに換算すると3,000円のもので配られたということで、今回はそれを世帯単位ではなく個人単位という形にさせていただきましたが、住民の皆様方の手元に入る影響としては実質同じだと考えております。

さらに言いますと、今回はクーポン券でございましたので、一部住民の皆様方に負担をしていただくという形でございますが、今回は地域振興券ということで、住民の皆様方の負担なく丸々使えるということで、今後の利用率によるとは思うんですが、実質的な影響としては同じではないかなと思っております。

これまでプレミアム付商品券をやってきて、今回はクーポン券、今回は全額地域振興券ということで、どういうやり方が消費喚起につながるかというのを今後分析してまいりたいと思っております。

あと、では次はあるのか、ないのかというところでございますが、現在のコロナウイルスの感染状況による景気の落ち込みというところの状況を踏まえて考えてまいりたいと思っております。今、第3波と言われるような状況でございまして、ひょっとすると景気の落ち込みも考えられますので、そのときにはぜひ対応してまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方の御理解を賜りたいと願っております。

以上です。

議 長（福西広理君） 芝議員。

12番 議員（芝 和也君） 今後の対応は状況いかんでと、こういうことであつたかと思えます。

消費喚起は町長がおっしゃるとおりやと思いますし、やっぱり行政としてもこういう手だてを打って、しっかり支えていくということは必要な策やと思います。

コロナ対応に直接関係ありませんけれども、住宅リフォーム助成制度という名称の制度があります。結局、役場が出す助成額の上限は決めていますけれども、住宅リフォームの制度の場合は、工事額の1割とか2割を補助

する、上限を決めているというやり方です。ただ、これは、消費波及効果というのが、役場が支出する額の大体1.5倍から2.5倍ぐらいまでの幅があります。それぐらいの波及効果がありますので、消費喚起策としては、役場が一定の資金を投入して援助を出す、その1.5倍から2.5倍ぐらいの消費が喚起されるという対応が、コロナ対応とは違いますけれども、そういう自治体の手だてとしてやっているという問題もあります。その辺、役場として資金を投入して、消費を喚起するためにお金を使う、それで消費が回りますし、さらにそのことが波及して消費が膨らんでいくという意味合いで、波及効果というのは視点としては持つておく必要があるのではないかと思います。

その辺、何にどういう手だてを打つことが自治体として効果が出るかというのはいろいろなケースが考えられますけれども、各担当課でも大いに工面してもらって、経済効果がより波及する取組へ視点を持って臨んでいくことが必要ではないかと思いますが、それについて町長のお考えを改めて聞いておきたいと思います。

議 長（福西広理君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 住宅リフォームに関しましては、議員がおっしゃるとおり、資材業者も含め、経済波及効果はあるかと思いますが、これは国全体でやるから波及効果があるのであって、地方自治体としては、やはり町内の事業所さんにどれだけ経済効果があるのか、また町内の住民の皆様方に効果があるのかという視点が必要かと思います。

町内においてリフォーム業者というのは数少ないと思いますし、また、そのリフォームに関わる資材なども町内で作っているわけではなくて町外で作っているわけでございます。私が個人的に思うのは、そんなに波及効果はないのかなと考えておりますので、リフォームに関しましては、支援については現在のところ考えていないという回答をさせていただきたいと思います。（「リフォームではなくて、手だてとしてそういう見方というのは」と芝議員呼ぶ）

手だてとしては、ほかに、町内の業者とか町民に経済的な波及効果がある手だてとしては考えようとは思っておりますが、申し訳ございませんが、リフォームについてはちょっとないのかなと思っております。

以上です。

議 長（福西広理君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより

採決に入ります。

承認第12号、令和2年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

承認第12号を承認することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議長(福西広理君) 賛成全員です。よって、承認第12号は、承認することに決しました。

お諮りいたします。

日程第5、議案第49号、一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について並びに日程第6、議案第50号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての2議案を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福西広理君) 異議なしと認めます。よって、議案第49号及び議案第50号を一括議題とします。

当局の説明を求めます。

竹村町長。

町長(竹村匡正君) それでは、議案第49号、一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について並びに議案第50号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを併せて御説明いたします。

まず、議案第49号についてであります。一般職の職員の給与及び一般職の任期付職員の給与については、これまでも人事院勧告に基づき改定される国家公務員の給与に準じて改定してきております。今回、令和2年度は、国家公務員の一般職の給与の期末手当の支給月数が0.05月引き下げられ、年間で2.55月に、また、一般職の任期付職員のうち特定任期付職員の期末手当の支給月数が同じく0.05月引き下げられ、年間で3.35月に改定されたことから、本町においてもこれに準拠して改定を行うべく、関係2条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第50号についてであります。

特別職の職員で常勤のもの期末手当については、従前より、国家公務員の指定職の職員の給与に準じ、職員の給与改定と軌を一にして改定を行ってきたところであり、また、議会議員の期末手当もこれに連動して改定してきたところから、今般の国家公務員の給与改定に関しても、これに倣い、期末手当の支給月数をいずれも年間で0.05月引き下げて3.35月とするべく、関係2条例の改正を行うものでございます。



なお、これらの改正条例はいずれも公布日からの施行となっており、今年度は12月支給分で通年の調整を行い、来年度からは平準化して支給することとしております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（福西広理君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

12番 芝議員。

12番議員（芝和也君） 12番 芝和也です。それでは、ただいまの49号と50号についての質疑を行います。

町長の説明のとおり、0.05月分の期末手当の支給を減らすということですが、内容がええとか悪いとかは別にしまして、本町では従前から国家公務員の人勧に準拠して、それを基準として実施をしてきているということで、それは常々おっしゃっているとおりだと思っております。

ただし、本町職員の給与水準を県下他市町村で見た場合どうなのか、ラスパイレス指数、国家公務員と比べてみた場合どうなのかという点で見ますと、いずれにしても別に本町職員の水準が高いということではありませんので、その辺、水準自体を引き上げていくということは一方ではきちんと見ておく必要があると、このように思いますが、その辺、町長は水準をどう見ておられるか、聞いておきたいと思えます。

議長（福西広理君） 竹村町長。

町長（竹村匡正君） ラスパイレス、国の基準が100とすると、本町で言えば90から95の間ということですが、これは、国が10級制で、本町については7級制を採用しているというのは以前から申し上げておりでございます。そうしますと、国の1級から7級を採用ということになりますので、ラスパイレス指数も国よりも低くなっているという見方ができると思えますので、そのとおりだということでございます。

以上です。

議長（福西広理君） 芝議員。

12番議員（芝和也君） だから、給与水準の見方としては、別にそんなに低いという認識はないと、こういうことかと思えます。

県は県で人事委員会を持ってまして、そこで給与水準を決めてきているというのがありますし、本町の場合は、そういった人事委員会を設けていませんし、それらで基準を作っていくというのもなかなか大変だということで、この基準を国に合わせて人勧準拠で行ってきているということが一方ではあると思えます。

ただ、給与水準の環境でいけば、県に照らして、それを基準としていくというのも一つの見方ではないかと思えます。それがええか悪いかは別ですけれども、そのほうが給与水準としては、職員の給与環境の水準で言え

ば、より近い県の人事委員会の基準のほうが、県内の状況を調査した上で出てくるので、水準的には大差なく、合うてくるかなというふうには感じるところであります。

そこら辺、私は職員の給与水準そのものの改善を図っていくべきだと思っておりますけれども、町長は、改善の有無あるいは水準を何に照らすか、その辺についての考え方はいかがお持ちですか。

議 長（福西広理君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 先ほど、給与表につきまして、国が10級で町は7級と申し上げましたが、県もたしか10級近くあったのではないかなと思います。その辺で差が出てきておるといことで、これを本町が7級制を10級制にするのかというようになってくるかと思いますが、これは従前どおり7級制をそのままで行きたいと思っております。

ただ、昇給する年次というので若干差があることから、ラスパイレス指数については差が出ているのかなと思っております。数年前には昇給の年次も一部短縮させていただいた次第でございますが、従前から勤めていらっしゃる職員さんとの均衡も図る上で、徐々に改定していくという形になろうかと考えております。これはまた庁内で協議すべきことかなと思っております。

以上です。

議 長（福西広理君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

12番 芝議員。

12番議員（芝 和也君） 12番 芝 和也です。それでは、ただいま提案の49号並びに50号についての討論を行います。

まず、49号の一般職の改定についてであります。態度表明としては反対ということでもあります。

引上げのときのような報告事項ではなく、議決案件として提案されているのは、引下げを内容とするからであります。御承知のとおり、この間の改定は引上げがしばらく続いてきています。今般、コロナ禍のこともあり、今年の人勧でも期末手当の支給月数の引下げに至っているわけでありまして、上げるときでも下げるときでも、本町ではそれを基準にしての取組ではありますが、今の議論の中でもそうですし、これまでも積み重ねてきていますように、給与体系を見る場合に、本町職員の給与水準をどうするのかという視点は常に多角的について回るものというふうを考えてきているところでもあります。これらの改善については、町長としては今のところ具体的に取り組むことはなく、従前どおり実施していくということであ

りますが、やはりそこは改善をしていくべきものというふうに考える次第であります。

この点では、本町の場合、人事委員会を独自には設けていませんから、独自の基準を置くことはなかなかかないませんので、そこはやはり何がしかの基準は持たなければならないということにはなりますけれども、そういう点で言えば、給与環境の実情により近い県の基準も一つの参考になるのではないかというふうに考えます。物差しとしては十分使えるものというふうに判断する次第であります。

手だてとしましては様々にありましようが、まずは本町職員の給与水準の引上げにどういう形で取り組むことが功を奏するのか、この問題ではそこを重点的に見ていく必要があると存じますし、そういう点では、今般の引下げ提案であります。従前の状況からして、全体として給与水準が高くはありませんので、据え置きし、引き下げる必要はないというふうに考える次第であります。

50号の特別職につきましては、従前から特別職の引上げの必要はなしと言うてまいりましたので、その点では、今般、去年上がった分を元へ戻す格好になりますので、こちらについては賛成するものであります。

以上です。

議 長（福西広理君） ほかに討論ありませんか。

4番 堀議員。

4番議員（堀 格君） 4番堀でございます。ただいま提案されております議案第49号、50号、いずれも賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

ただいま49号について反対の論議がありまして、その中で、本町の職員の給与水準云々の問題を出されておりましたけれども、今の経済情勢からいきますと、このコロナウイルス感染症の影響で産業界は大変な状況になっております。その中で失業者等も増えておりまして、自殺者が非常に増えている、こういう状況下で、国のほうでは一般職に対して0.05月ですか、期末手当を下げるという勧告を出された。それも全体を考えてやられているものでありまして、極めて妥当であると思っております。

本町におきましては、従来から国家公務員に準じた扱いをしておりますので、現在の状況からいきますと、本町の給与水準云々の論議は別として、それは別として、世間一般からの目を考えれば、全体を合わせて従来どおり下げるとするのが一番適切な措置ではないかということで、賛成といたします。

以上です。

議 長（福西広理君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、こ

れより採決に入ります。

議案第49号、一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議長(福西広理君) 賛成多数です。よって、議案第49号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第50号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議長(福西広理君) 賛成全員です。よって、議案第50号は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より挨拶を受けることにいたします。

町長。

町長(竹村匡正君) 令和2年川西町議会第2回臨時会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました一般会計補正予算の専決処分案1件、条例の一部改正案2件につきまして慎重に御審議を賜り、全議案につきまして承認・議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長(福西広理君) これをもちまして、令和2年川西町議会第2回臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前11時00分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年11月26日

川西町議会  
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
承認第 12 号	令和 2 年度川西町一般会計補正予算の専決処分について	11 月 26 日	原案承認
議案第 49 号	一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	11 月 26 日	原案可決
議案第 50 号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について	11 月 26 日	原案可決